

論点のまとめ

【幼児教育・保育の無償化による影響】

令和元年 10 月に開始された幼児教育・保育の無償化により、3 歳以上の認可保育施設・幼稚園等の利用、0～2 歳児のうち市町村民税非課税世帯の利用については保育料（利用者負担）が無償となったが、このことによる影響についてどのように考えるか。

○保護者の経済的負担への影響

参考：資料 8（令和 4 年度保育施設のしおり）31・32 ページ、資料 12、資料 18、資料 21、資料 27

○市財政への影響

参考：資料 17、資料 21、資料 26、資料 27

○施設の利用への影響

参考：資料 15、資料 19、資料 29

【保育料】

幼児教育・保育の無償化の影響等を踏まえた上で、現状の保育料の設定について、どのように考えるか。

○国の徴収基準との差（各階層の保育料の水準）

参考：資料 18

○他市と比較した保育料の水準

参考：資料 24

○保育標準時間と保育短時間の保育料の差

参考：資料 8（令和 4 年度保育施設のしおり）30・32 ページ、資料 23

○保護者の経済的状況

参考：資料 22

○市の財政的負担

参考：資料 17、資料 21、資料 26、資料 27

【保育料以外の利用料、保護者負担】

認可保育施設、幼稚園等における教育・保育とは別に利用される関連事業（保育）の利用料、保護者負担金をどのように考えるか。

○延長保育の保護者負担金（第 3 回で審議予定）

○一時保育の利用料（第 3 回で審議予定）

○年末保育の利用料（第 3 回で審議予定）

○病児・病後児保育の保護者負担金（第 3 回で審議予定）